

あなたのための 成年後見制度

障害者や高齢者であっても、
たとえ認知症の進んだ状態であっても、共に生き、
可能なかぎり人の意思を尊重していく社会に向けて



人の意思を尊重する社会に向けて

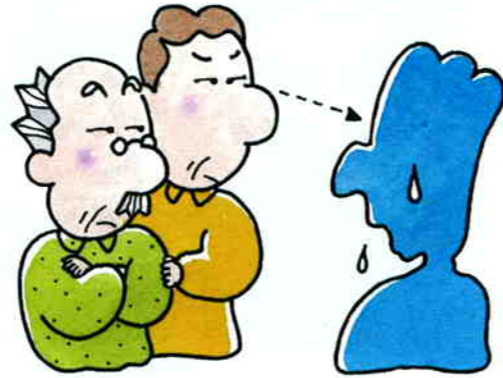
介護・福祉社会と成年後見制度

新しく設けられた成年後見制度

◆成年後見制度とその内容◆

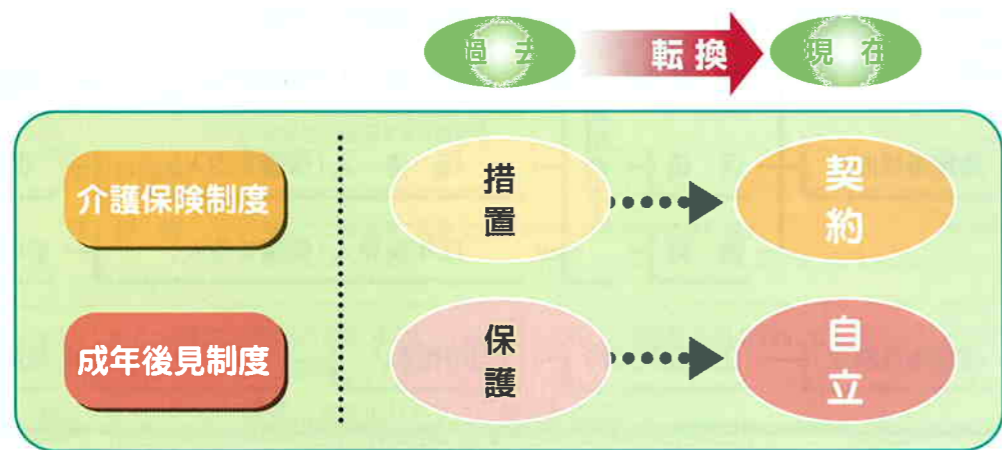
成年後見制度は、ノーマライゼーションの確立と自己決定権の尊重を基本理念とした、21世紀の高齢社会を支える重要な制度です。自己決定権の尊重とは、残存能力の活用ともいい、たとえ認知症の進んだ人でも、能力があるかぎりその人の意思を尊重していくことです。

成年後見制度とは、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上的障害によって判断能力の十分でない人々が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、一定の決められた人が、本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度です。



保護から自立へ・措置から契約へ

成年後見制度は、利用者本人の「保護」優先から、意思を尊重する「自立」優先へと大きく転換しました。これと同様に、平成12年4月から始まった介護保険制度も、50年近く続いた、提供する福祉サービスの内容を行政機関が決定して利用者に与える「措置」から、利用者本人が自ら選び「契約」に基づいてサービスを受ける権利としての介護へ大きな転換が図られました。



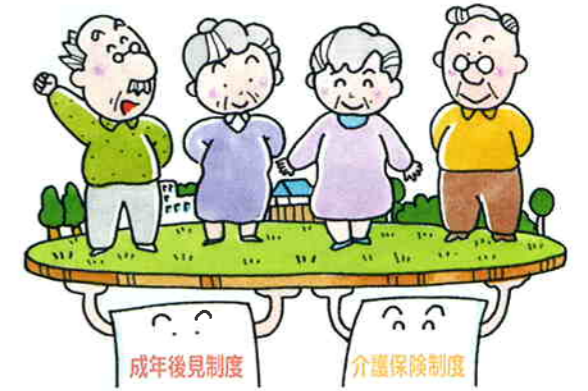
— 法定後見制度と任意後見制度 —

民法の規定では、「精神上的障害」によって判断能力が十分でない人を「法定後見制度」の対象者としています。つまり、認知症・知的障害・精神障害などの状態の人が、この制度を利用できます。一方、「任意後見制度」は、判断能力が不十分になる前に、自分自身の自由な考えで、自分の権利を守ったり、財産を管理してくれる任意後見人を選ぶところに特色があります。

自立した生活を支援する成年後見制度

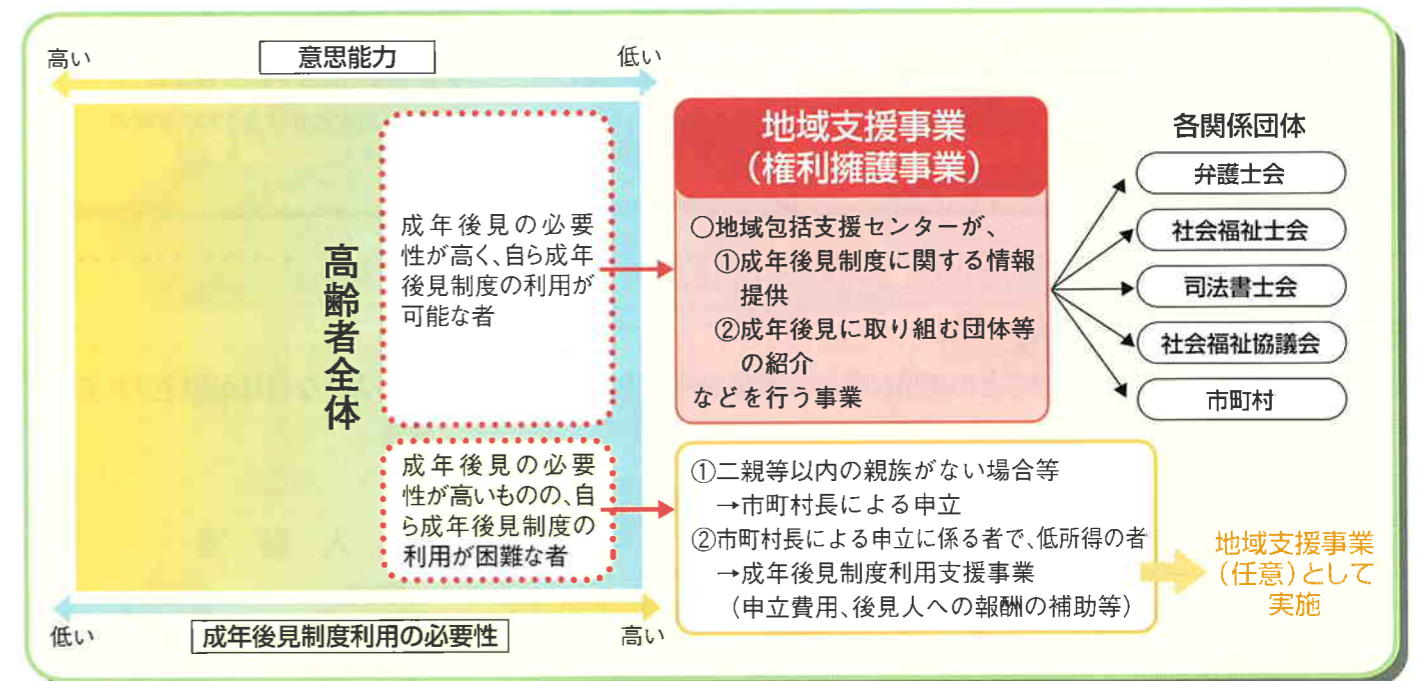
介護・福祉サービスを利用するために —介護保険制度とは車の両輪—

成年後見制度と介護保険制度とは、車の両輪のようなものです。介護保険制度による介護サービスを利用するためには、要介護認定の申請とサービス事業者との介護サービスの利用契約が不可欠です。判断能力の衰えた人、不十分な人々は、それらを円滑にできず、サービスが利用できなくなったり、不利益を被ってしまうおそれがあります。そこで、判断能力の不十分な人々の意思を代行・補完し、支援する法的な仕組みが必要となったのです。



地域包括支援センターが設置されました

介護保険制度の改正によって、市町村に地域包括支援センターが設置され、地域支援事業が市町村の必須の事業として行われ、その中に権利擁護事業があります。この権利擁護事業では、成年後見制度の情報提供や取り組む団体の紹介などの事業を行うことになり、地域包括支援センターが、高齢者の権利擁護に関する総合的な窓口になります。

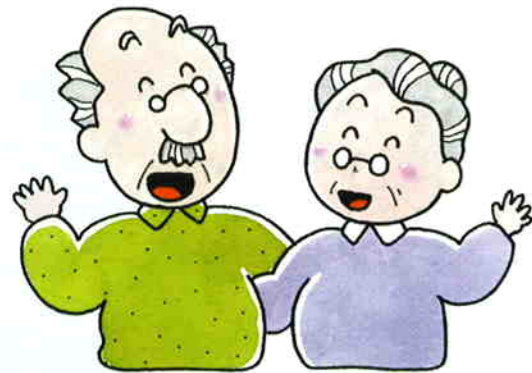


— ノーマライゼーションとは —

障害者や高齢者を特別視せず、仲間として共生し、できるだけ社会に参加してもらい、社会の一員として普通に生活し、活動できる社会をめざそうとする理念です。

成年後見制度とはお年寄りや障害のある人の生活と財

成年後見制度のあらまし



新しい成年後見制度の開始

新しい成年後見制度では、これまでの「禁治産」「準禁治産」の制度を、それぞれ「後見」「保佐」に改め、新たに「補助」の制度を設け、より柔軟で利用しやすい制度に改正しました。

補助・保佐・後見の3つの類型

法定後見制度では、利用者本人の判断能力の程度によって、不十分さがもっとも軽い人を対象とするのが補助、次いで保佐、そして後見となります。

補 助

精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により判断能力が不十分な人
(例:重要な財産管理などを一人ですることが不安な人)

保 佐

精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人
(例:日常の買い物は一人ではできるが、重要な財産管理などはできない人)

後 見

精神上の障害により常に判断能力が欠く状態にある人
(例:日常の買い物も一人ではできない人)

利用者本人の財産や権利を守るのが補助人・保佐人・成年後見人(以下「成年後見人等」)です。また、その成年後見人等がそれぞれにきちんと仕事を果たしているかどうかチェックをする監督人が選任されることがあります。

<成年後見制度の仕組み>



成年後見人等にはだれがなるのでしょうか

成年後見人等は配偶者に限らず、司法書士、弁護士などの法律家や社会福祉士など、家庭裁判所が事情を考慮したうえで、ふさわしい人を選任します。また、複数の人や法人も成年後見人等になることができます。



申立ての方法



だれが申立てるのでしょうか

補助・保佐・後見の開始の手続きを申立てられるのは、利用者本人、配偶者、四親等内の親族などです。また、利用者本人に配偶者、二親等内の親族がなく※、あっても音信不通などの事情で、特に福祉を図るために必要と認めるとき、市町村(特別区を含む)長が申立てを行うことができます。

(市町村長が申立てを行う場合、民生委員や福祉関係者など利用者本人の生活状況を把握している者からの情報に基づいて市町村長が補助・保佐・後見のいずれについて申立てを行うべきか判断します)

※二親等以内にいない場合であっても、三親等または四親等の親族であって審判請求をしようとする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当です。

申立ての手続きは

利用者本人の住所地の家庭裁判所に申立書を提出します。申立書は、家庭裁判所所定の用紙に、必要な事項を記入します。申立ての方法などがわからない場合は、家庭裁判所の家事相談を受けることができます。

※利用者本人などが外国人の場合には外国人登録の証明書が、成年後見人等候補者などが法人の場合には登記簿謄本が必要です。

		補 助	保 佐	後 見
開 手 続 始 の き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、任意後見人、任意後見監督人、任意後見受任者、(市区町村長)、など		
	利用者本人の同意	必要	不要	
成年後見人等		補助人	保佐人	成年後見人
保 護 の 内 容	同意権・取消権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	不動産やその他重要な財産に関する権利の取得・喪失を目的とする行為など民法13条1項各号所定の行為	利用者本人の法律行為全般(取消権のみ) ※同意権についての規定はありません
		日常生活に関する行為を除く		
	本人の同意	必要	不要	
	代理権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」		財産に関するすべての法律行為
	本人の同意	必要		不要

同意権 本人が特定の法律行為をするには補助人・保佐人の同意を得なければならないということを、補助人・保佐人の権限として表したものを

取消権 本人が行った法律行為を取り消すことができる権限(取り消された法律行為は、はじめから無効であったものとみなされる)

代理権 成年後見人等が本人に代わって(本人を代理して)特定の法律行為を行う権限

— 身上配慮義務 —

選任された成年後見人等が職務を行うにあたって、利用者本人の希望する意思があれば、その意思を尊重し、かつ利用者本人の家庭環境や生活状況、体力的問題、精神的状態などを配慮して、利用者本人にとって最良の方法を選択しなければなりません。これを「身上配慮義務」といいます。

財産を守る制度です

手続きの流れ

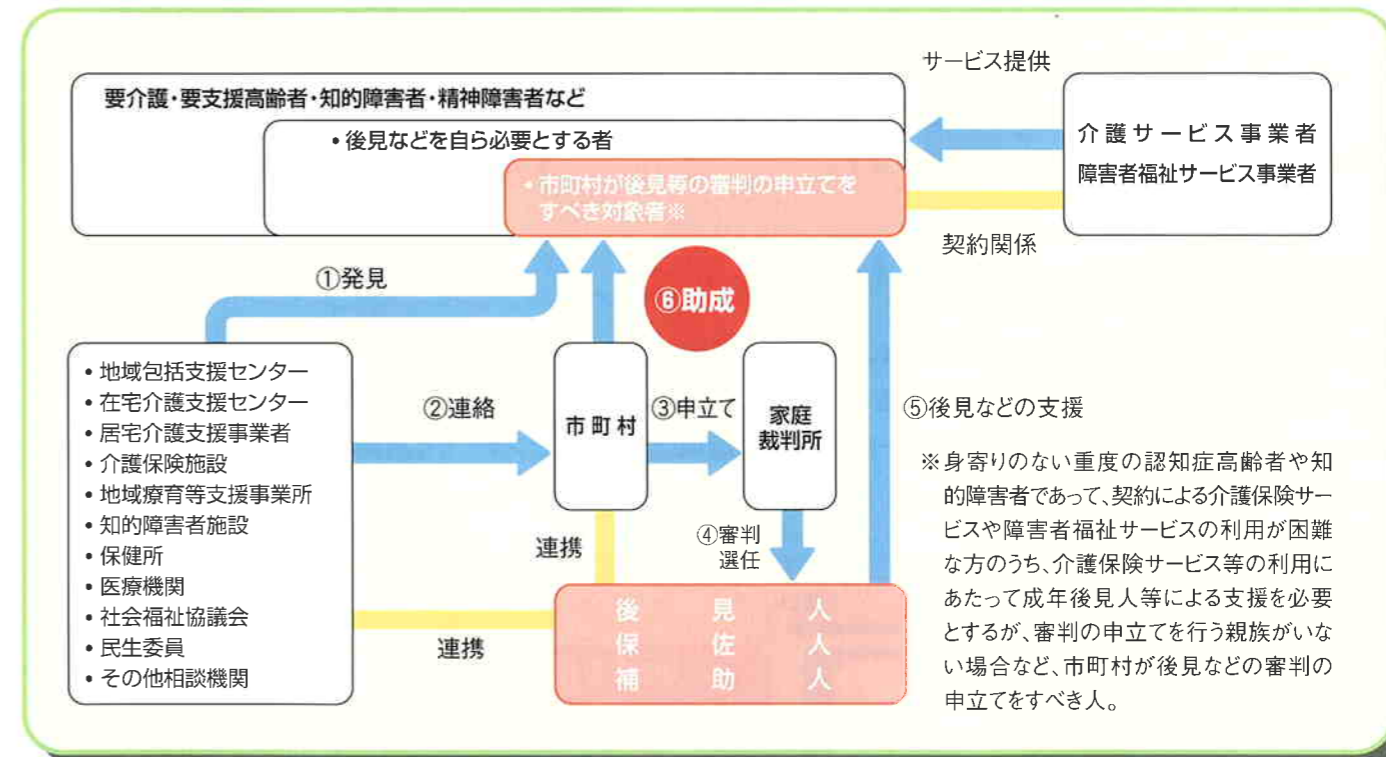


あなたの安心を応援します

成年後見制度 利用支援事業

成年後見制度の利用にあたっては、市町村(特別区を含む)が審判の請求を必要と認める方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方を対象とします。このような方々を対象に、申立てに要する経費および成年後見人等の報酬の全部または一部が利用者本人の住む市町村より助成されます。

(この事業は、市町村の判断で実施される事業ですので、お住まいの市町村に事業を実施しているかご確認ください)



成年後見制度に要する費用

成年後見に要する費用は市町村ごとの実情に応じて設定されます。一般的には以下のような項目が想定されています。

- ・申立手数料
- ・登記手数料
- ・郵便切手
- ・鑑定手数料

※成年後見人等の報酬は、家庭裁判所が利用者本人の資力などを考慮し決定します。

— 成年後見登記制度 —

「成年後見登記制度」は、利用者本人のプライバシーの保護を図り、取引の安全を確保する目的があります。従来は申立てを行い、審判が確定すると、その内容が戸籍に記載されましたが、成年後見制度では法務局に後見などの内容が登記されます。この内容事項を証明した書面(登記事項の証明書)を交付請求できるのは、利用者本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等の登記されている人、国または地方公共団体の職員(職務上必要とする場合)などにかぎられています。

地域福祉権利擁護事業

～地域で安心して生活を送るためのお手伝い～

- ご利用いただける方
区内で在宅生活をされている、認知症や物忘れのある高齢者の方、知的障害、精神障害のある方など
- サービスの内容
 1. 福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスを利用するための手続きや支払いなどの手伝い
 2. 日常的金銭管理サービス
 - ・医療費、税金、公共料金などの支払いや年金・福祉手当などの受領手続き
 - ・日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなど
 3. 日常あまり使用しない通帳や権利証など大切な書類の預かり
 - ※「1」を基本とし、必要に応じて「2」・「3」のサービスをあわせて利用することができます。
- 援助開始までの手順

練馬区社会福祉協議会へご相談ください。

「専門員」が、ご本人の状況をお伺いしながら、面談、調査などを行います。

*必要に応じて何度か訪問します。

ご本人の希望や生活状況に応じた「支援計画」を作成し、「契約」を締結します。

担当の生活支援員が、「支援計画」にそって定期的に支援を行います。

*契約締結後の援助については有料となります。

この事業は、利用者が自ら選択・決定していくことができるよう、利用者自身の自己決定を支援していくことを基本とし、「社会福祉法」に規定されている福祉制度です。

地域福祉権利擁護事業・成年後見制度のお問い合わせ

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター **ほっと サポートねりま**

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎4階)

TEL 03 (5912) 4022 FAX 03 (3994) 1224

HP <http://www.neri-shakyo.com/>

成年後見制度のお問い合わせ

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎4階)

TEL・FAX 03 (3993) 1344

E-mail chousei@smile.ocn.ne.jp

●成年後見制度を利用するための申立て

東京家庭裁判所後見センター

〒100-8691 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2 TEL 03 (3502) 8311 (代)

※家事手続き相談は来所のみ。